

## 選挙人名簿閲覧申請について

宗像市選挙管理委員会

公職選挙法第28条の2および第28条の3の規定により、市の選挙人名簿を閲覧することができます。

### 1. 選挙人名簿を閲覧できる場合

- (1) 特定の人（閲覧の申出者本人または家族等）が選挙人名簿に登録されているかどうかを確認するために閲覧したい場合
- (2) 政治活動（選挙運動を含む）のために閲覧したい場合
- (3) 選挙に関する調査研究（統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査研究で公益性が高いと認められるもの）のために閲覧したい場合

### 2. 選挙人名簿を閲覧できる時間と場所

午前8時30分から午後5時00分 宗像市選挙管理委員会事務局（総務課内）

※ただし、宗像市役所の閉庁日（土曜日、日曜日、祝日等）は閲覧できません。

また、選挙期日の公示日（告示日）から選挙期日の5日後までは閲覧できません。

### 3. 閲覧申請の方法

閲覧をしたい場合は、事前に宗像市選挙管理委員会事務局（0940-36-1375）までお問合せください。閲覧日時の調整をした上で、4.に記載の書類を揃えて持参または郵送でご提出ください。

### 4. 閲覧に必要な書類

閲覧の目的に応じて、別表中の書類をご準備の上、ご提出ください。

### 5. 閲覧当日持参が必要なもの

- (1) 閲覧者本人が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの本人確認書類又は選挙管理委員会が確認のため本人に郵送した書類）
- (2) 閲覧者が個人以外の場合は、その法人又は団体の構成員であることがわかる書類（社員証等の法人又は団体が発行したもの）
- (3) タイピング入力する場合は、未使用のCD-R又はDVD-R（USBメモリ等の繰り返し保存・削除ができるメディアは不可。）等の繰り返し保存のできない光ディスク

## 6. 閲覧の方法

閲覧の方法は以下の3つに限ります。カメラ、携帯電話その他の機器による複写、撮影、録音はできません。

### (1) 読み取り

### (2) 筆記による書き取り

※用紙は閲覧者が用意してください。また、書き取った内容は、閲覧終了後にコピーを取らせていただきます。

### (3) パソコンへの入力

閲覧した内容をパソコンに入力することも可としていますが、セキュリティ上の観点から以下の内容を遵守してください。

①端末は市選挙管理委員会が用意したパソコンに限ります。

②閲覧者が入力したデータは、市選挙管理委員会の職員が、閲覧者持参のCD-R等に保存します。

③入力用の様式等のデータの持ち込みはできません。入力した内容は、閲覧終了後に編集をしてください。

#### 【問い合わせ先】

宗像市選挙管理委員会

〒811-3492

宗像市東郷一丁目1番1号

(宗像市総務部総務課内)

TEL0940-36-1375

選挙人名簿の閲覧に必要な書類

閲覧の目的	提出書類
(1) 特定の人(閲覧の申出者本人または家族等)が選挙人名簿に登録されているかどうかを確認するために閲覧したい場合	<input type="checkbox"/> 【第1号様式】選挙人名簿閲覧申請書(登録の確認)
(2) 政治活動(選挙運動を含む)のために閲覧したい場合	
①公職の候補者となろうとする者(現在公職にあるものを含む。)が閲覧したい場合	<input type="checkbox"/> 【第2号様式】選挙人名簿閲覧申出書(政治活動) <input type="checkbox"/> 公職の候補者になろうとすることを示す資料(政治活動用ポスターや政党その他の政治団体からの公認書の写しなど)
※閲覧者及び閲覧申出者が指定する者以外のものに閲覧事項を取り扱わせる場合	(2) ①の書類に加えて、 <input type="checkbox"/> 【第4号様式】候補者閲覧事項取扱者に関する申出書
※申出者以外の法人に閲覧事項を取り扱わせる場合	(2) ①の書類に加えて、 <input type="checkbox"/> 【第5号様式】承認法人に関する申出書
②政党その他政治団体が閲覧したい場合	<input type="checkbox"/> 【第2号様式】選挙人名簿閲覧申出書(政治活動) <input type="checkbox"/> 政治資金規正法の規定による政治団体の届出書の写し <input type="checkbox"/> 政治活動の実績を示す資料
(3) 選挙に関する調査研究(統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査研究で公益性が高いと認められるもの)のために閲覧したい場合	<input type="checkbox"/> 【第3号様式】選挙人名簿閲覧申出書(調査研究)
※申出者及び閲覧者以外のものに閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合	<input type="checkbox"/> 【第6号様式】個人閲覧事項取扱者に関する申出書